

資 料

(その他要望にない項目等)

平成 24 年 11 月 14 日 (水)

財 務 省

目 次

<各税共通>

- ① 自宅等からの納税証明書のオンライン請求(窓口交付分)に係る電子署名等の省略…………… 1
- ② 災害による期限延長等の場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長…………… 1

<所得税関係>

- ③ 災害による申告期限延長の場合の特別還付金請求書に対する決定期間の延長…………… 1
- ④ 利子等に係る源泉所得税の納税地の見直し…………… 1
- ⑤ 源泉所得税に係る加算税の賦課決定の所轄庁の特例規定等の見直し…………… 2
- ⑥ 被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者を見直し…………… 2
- ⑦ 再び居住の用に供した場合の住宅ローン控除制度の見直し…………… 2
- ⑧ 財産債務明細書の記載事項の整備…………… 2
- ⑨ 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例の所要の規定の整備…………… 2

<相続税・贈与税関係>

- ⑩ 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化…………… 2

<法人税関係>

- ⑪ 災害損失欠損金額の損金算入の申告書記載要件の明確化…………… 3
- ⑫ 投資簿価修正を要する連結子法人株式の譲渡等による譲渡損益の明確化…………… 3
- ⑬ 民事再生等による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入額限度額の見直し…………… 3
- ⑭ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金算入制度の制限対象の見直し…………… 3
- ⑮ 連結法人間で適格現物分配が行われた場合の連結留保金額の見直し…………… 3

<酒税関係>

- ⑯ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長 4

<たばこ税関係>

- ⑰ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長 4

<国際課税関係>

- ⑱ 徴収共助制度の見直し 4
⑲ 過大支払利子税制の見直し 4

<その他の納税環境整備>

- ⑳ 税理士制度の見直し 4

その他要望にない項目等
(納税環境の整備を推進する等の観点からの検討項目)

<各税共通>

- ① **自宅等からの納税証明書のオンライン請求(窓口交付分)に係る電子署名等の省略**
〔自宅等からオンライン請求をし、税務署窓口で書面にて納税証明書の交付を受ける場合には、電子署名及び電子証明書の付与・送信を行うことを省略することができることとする。〕
- ② **災害による期限延長等の場合の更正の請求に対する更正等の除斥期間の延長**
〔災害により期限延長される場合や、期間の満了日が日祭日に当たりその翌日が期限とされる場合の更正の請求に対して更正等ができるよう、更正等の除斥期間を延長する。〕

<所得税関係>

- ③ **災害による申告期限延長の場合の特別還付金請求書に対する決定期間の延長**
〔災害により期限延長される場合の特別還付金の請求に対して、特別還付金の支給決定ができるよう、特別還付金の支給決定期間を延長する。〕
- ④ **利子等に係る源泉所得税の納税地の見直し**
〔利子、配当等に係る源泉所得税の納税地である支払者の本店の所在地が、これらの所得の支払後に移転した場合にはその移転後の本店の所在地をこれらの所得に係る源泉所得税の納税地とする。〕

⑤ 源泉所得税に係る加算税の賦課決定の所轄庁の特例規定等の見直し

源泉所得税の納税地が異動した場合に、

- ① 加算税の賦課決定につき旧納税地を所轄する税務署長がその異動の事実を知らないことにつきやむを得ない事情があるときは、その税務署長がその賦課決定をすることができることとする。
- ② 納税の告知処分につき処分後に納税地の異動があった場合には、新納税地を所轄する税務署長に異議申立てをすることとし、また、異議申立て後に納税地の異動があった場合には、新納税地を所轄する税務署長が異議決定をすることができることとする。

⑥ 被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者の見直し

東日本大震災により居住用家屋が被災し居住の用に供せなくなり、かつ、当該家屋の所有者が死亡した後において、当該家屋に同居していた相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、一定の要件の下、当該同居相続人が居住用財産を譲渡した場合の各種の特例の適用を受けることができることとする。

⑦ 再び居住の用に供した場合の住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除制度について、最初に居住の用に供した年において転任等の理由によりその用に供しなくなった住宅をその年中に再び居住の用に供した場合にも適用を受けることができることとする。

⑧ 財産債務明細書の記載事項の整備

財産債務明細書の記載事項の整備を行う。

⑨ 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例の所要の規定の整備

平成 25 年 4 月の国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。

<相続税・贈与税関係>

⑩ 国外に居住する相続人等に対する相続税・贈与税の課税の適正化

子や孫等に外国籍を取得させることにより、国外財産への課税を免れるような租税回避事例が生じていることから、相続税・贈与税の納税義務の範囲について検討する。

<法人税関係>

⑪ 災害損失欠損金額の損金算入の申告書記載要件の明確化

災害損失が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告や更正の請求の際にその明細を記載した書類の提出があれば、災害損失欠損金額の損金算入の適用があることを明確化する。

⑫ 投資簿価修正を要する連結子法人株式の譲渡等による譲渡損益の明確化

投資簿価修正に係る簿価修正額について所要の整備を行う。

⑬ 民事再生等による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入額限度額の見直し

民事再生等による債務免除等があった場合の期限切れ欠損金の損金算入額を青色欠損金控除後の所得金額に青色欠損金控除前の所得金額のうち債務免除益等の額の占める割合を乗じて計算した金額以下とする。

⑭ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金算入制度の制限対象の見直し

- ・ 支配関係のある法人から適格組織再編成等により移転を受けた資産については、移転を受けた法人は当該支配関係のある法人が資産を有することとなった時からその資産を有していたこととする。
- ・ 適格合併等の被合併法人等が、合併法人と支配関係のある他の法人を被合併法人とする合併を行っていた場合に、当該他の法人がその支配関係前から有する資産の譲渡等損失を含む欠損金の引継ぎを制限する。

⑮ 連結法人間で適格現物分配が行われた場合の連結留保金額の見直し

連結特定同族会社の特別税率について、連結法人間で適格現物分配が行われた場合には、現物分配に係る移転資産の価額を連結留保金額に含めることとする。

<酒税関係>

⑯ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の適用期限の延長

〔 本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を延長する。 〕

<たばこ税関係>

⑰ 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の適用期限の延長

〔 本邦に入国する旅行者等が携帯して、又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置につき、通関時における納税手続の簡素化の観点から、適用期限を延長する。 〕

<国際課税関係>

⑱ 徴収共助制度の見直し

〔 徴収共助に関して条約相手国に対する送金事務を合理化するための根拠規定等の整備を行う。 〕

⑲ 過大支払利子税制の見直し

〔 過大支払利子税制と過少資本税制との双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定の見直し等を行う。 〕

<その他の納税環境整備>

⑳ 税理士制度の見直し

〔 税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しに向けた検討を進める。 〕